

新潟県立大学大学院長期履修規程

(平成 27 年 4 月 1 日規程第 6 号)

改正 令和 5 年 2 月 13 日

改正 令和 6 年 7 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、2 年の標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修を選択した者の標準修業年限は 3 年とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、別に定める期日までに、研究科長に対し、長期履修許可願（別記様式第 1 号）及び研究科長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(長期履修の許可)

第 5 条 研究科長は、前条の規定による長期履修許可願の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を許可することができる。

2 長期履修期間の延長は認めないものとする。

(長期履修期間の短縮)

第 6 条 長期履修期間の短縮を希望する学生は、別に定める期日までに、研究科長に対し、長期履修期間短縮願（別記様式第 2 号）を提出しなければならない。

2 研究科長は、前項の規定による長期履修期間短縮願の提出があったときは、長期履修期間の短縮を許可することができる。

(授業料)

第 7 条 第 5 条の規定により長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、新潟県立大学授業料等に関する規程第 2 条に規定する授業料の年額に 2 を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）をもって授業料の年額とする。

2 前項の規定により授業料の年額が定められた者であって、前条の規定によ

り長期履修期間の短縮が認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて、前項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間が1年に満たないときは、これを1年とする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修了年限に相当する期間の場合には、授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（委任）

第8条 学則及びこの規定に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月23日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

長期履修許可願

年 月 日

新潟県立大学

研究科長 様

研 究 科

専 攻

学籍番号（在学生のみ）

氏 名

印

下記のとおり長期履修を希望しますので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 入学年月日 年 月 日
- 2 修了予定年月日 年 月 日
- 3 長期履修期間 年
- 4 長期履修理由 別紙「理由書」のとおり

※履修計画

別紙「履修計画書」のとおり

相談対応教員の所見	
教員氏名	印

長期履修期間短縮願

年 月 日

新潟県立大学
研究科長 様

研 究 科
専 攻
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり、長期履修期間の短縮を許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 入学年月日 年 月 日
- 2 修了予定年月日 年 月 日
- 3 短縮後修了予定年月日 年 月 日
- 4 履修期間短縮変更理由

(※履修期間短縮変更理由は、具体的に記入のこと)

(相談対応)教員氏名 印